

予期し得ない事象って？

～計画通りの運行が出来なくなって、困った状況こそ～

運行中に、運転者だけでは

どうすることも出来ない状況が発生しました！ (↓例えると↓) 

- 運行中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- 異常気象(警報発生時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難になった場合

これらの状況こそが、

「予期し得ない事象」

という扱いになります。

「予期し得ない事象への対応時間はどうなるの？」

この事象への対応に要した時間について例外的な取扱い※が定められています。

対応に要した時間を含めて算出した時間が1日または2暦日の拘束時間の限度を超えた場合は勤務時間終了後、継続11時間以上の休息期間を与えなければなりません。(隔日勤務者の場合は継続24時間以上の休息期間)

【1日の休息期間：継続11時間以上与えるように努め、9時間を下回らない。】

「予期し得ない事象を記録する場合に必要なものはなに？」

「運転日報上の記録」に加え、この状況の発生を特定できる客観的な資料※が必要です。

客観的な記録とは、以下のような資料

①修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等

※ ②フェリー運航会社等による欠航情報の写

③道路交通情報の写(渋滞等の日時、原因を特定できるもの)

④異常気象等に関する気象情報の写

【関連法令等】

・改善基準告示 第4条第3項(予期し得ない事象)



秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関